

書換交付

許可番号 062 1 2 050525

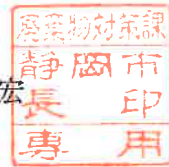
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区大内16番地の1

氏 名 オーツービジネス株式会社
代表取締役 岡村 譲二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡市長 田 辺 信 宏



許可の年月日 平成29年11月5日
許可の有効年月日 令和 4年11月4日

1. 事業の範囲

別に記載のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別に記載のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9年11月 5日 新規
平成14年10月17日 変更
平成14年11月 5日 更新
平成15年 4月 1日 合併みなし
平成18年 3月31日 合併みなし
平成19年11月 5日 更新
平成19年11月 5日 変更
平成20年11月 1日 合併みなし
平成21年 3月27日 変更
平成24年11月 5日 更新
平成29年11月 5日 更新
平成30年 5月24日 変更
令和 2年11月25日 書換交付(商号変更)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

事業の範囲

事業の区分

収集・運搬（積替え、保管行為を含む。）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び蛍光ランプに限る。）、金属くず（蛍光ランプに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び蛍光ランプに限る。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）

※以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

事業の区分

収集・運搬（積替え、保管行為を除く。）

産業廃棄物の種類

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び蛍光ランプを除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、金属くず（蛍光ランプを除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び蛍光ランプを除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く。）、

※以上14種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え又は保管を行う場所の所在地

静岡市清水区大内16番地の2

積替え又は保管を行う場所の面積

80㎡

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物に限る。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）

※以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

積み替えのための保管上限

24m³

積み上げることができる高さ

—

積替え又は保管を行う場所の所在地

静岡市清水区大内19番地

積替え又は保管を行う場所の面積

4.67㎡

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

※以上3種類 {水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプ）に限る。}

積替えのための保管上限

6.615m³

積み上げることができる高さ

—